

## 地元企業からの物品調達等について ～ 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加登録業者の皆様へ ～

本県では地元企業の受注機会の確保を図るため、地元で調達できるものは地元企業に発注することを基本方針とした入札制度の改正を行い、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合わせ（以下「入札等」という。）について、地方公所を中心とした地域限定型入札等を行っております。

地域限定型入札等の概要及びこれに伴う所管地域は以下のとおりです。

### 1 地域限定型入札等における事業所の所在地条件について

地方公所が実施する地域限定型入札等は、次に示すとおり、「地域限定型」と「隣接地域ブロック限定型」の2種類があります。

#### (1) 地域限定型

地方振興事務所等の所管区域等（別表）（以下「所管地域」という。）に本店を有する業者（以下「地域業者」という。）で調達可能な業者数が5者以上となる場合は、地域業者を対象にする地域限定型とします。

#### (2) 隣接地域ブロック限定型

所管地域に調達可能な地域業者数が5者未満の場合で、隣接する他の所管地域と組み合わせた2地域に調達可能な地域業者数が5者以上となる場合は、所管地域及び隣接する他の所管地域の地域業者を対象にする隣接地域ブロック限定型とします。

※次の場合には、地域限定型入札にせず、事業所の所在地を問わない取扱いにすることがあります。

- ① 入札等参加条件を満たす業者数が関係する所管地域で5者に達しないとき。
- ② 入札等参加者を全国対象にして競争性をより一層確保する必要があるとき。
- ③ 地方公所の契約執行者が特に必要と認めるとき。

### 2. 地域限定型入札等において新たな所管地域とみなす取扱いについて

所管地域については、上記1に記載しておりますが、次のような場合においては、新たな所管地域とみなす取扱いをしております。

県内に本店を有する業者にあつては、これらに参加を希望する所管地域として本店を有する所管地域に代え、代表者から入札等に関する権限の委任を受けた者が所属する支店又は営業所（以下「支店等」という。）のある一つの所管地域（以下「委任地域」という。）を選択できるものとし、この場合にあつては、当該委任地域を当該県内業者の本店を有する新たな所管地域とみなすこととします。

なお、この規定の適用を受けようとする業者については、あらかじめ知事の承認を受ける必要があり、以後、物品調達等に係る競争入札参加業者登録の有効期間満了までの間は、委任地域内に支店等が存在する限り、所管地域を変更することはできないこととしております。

## 申請方法

- 出納局契約課物品班まで申請書に記載のうえ、郵送により申請してください。  
(110円切手を貼付した返信用封筒を同封願います。)

- 申請書様式 (次のアドレスからダウンロード願います。)

「物品調達等の地域限定型入札等に係る参加所管地域(みなす取扱い)承認申請書」

[物品等契約関係様式集 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbyo.html)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbyo.html>

- 申請書送付先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県出納局契約課物品班 行

### (別表) 物品調達等における所管地域

所管地域の名称	所管区域等
① 大河原地域	大河原地方振興事務所の所管区域 (白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡)
② 仙台地域	仙台地方振興事務所の所管区域 (仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡)
③ 大崎地域	北部地方振興事務所の所管区域から栗原地域事務所の事業担当区域を除いた区域 (大崎市、加美郡、遠田郡)
④ 栗原地域	栗原地域事務所の事業担当区域 (栗原市)
⑤ 登米地域	登米地域事務所の事業担当区域 (登米市)
⑥ 石巻地域	東部地方振興事務所の所管区域から登米地域事務所の事業担当区域を除いた区域 (石巻市、東松島市、牡鹿郡)
⑦ 気仙沼地域	気仙沼地方振興事務所の所管区域 (気仙沼市、本吉郡)

